

令和元年6月13日制定施行

社会福祉法人暁泉会暁学園 監事報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人暁泉会暁学園の定款第21条第2項の規定に基づき、監事の報酬を定めることを目的とする。

(報酬の総額)

第2条 監事報酬の額は、各年度の総額が4万円を超えない範囲とする。

(報酬の支給の基準)

第3条 監事報酬の支給の基準は、監事1名につき、監査業務1日当たり1万円とする。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

付 則

この規程は、令和元年6月13日から施行する。